

○農林水産省告示第五百五十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第五百五十二条第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が特定の地域及び類区分について定める桑の発芽期前の日を次のように定める。

平成三十年 三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則第五百五十二条第三号の規定により農林水産大臣が桑の発芽期前の日を定める類区分（同令第一条第二項第一号に規定する類区分をいう。）は、春蚕繭とし、その桑の発芽期前の日は、次の表の上欄に掲げる都府県の同表の中欄に掲げる地域について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

都府県	地域	春蚕繭の共済責任期間の始期
岩手	宮古市、大船渡市（旧気仙郡三陸町の区域を除く。）、奥州市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市（旧上閉伊郡宮守村の区域を除く。）、一関市、釜石市、二戸市（旧二戸郡浄法寺町の区域を除く。）、岩手郡葛巻町、和賀郡、胆沢郡、西磐	十二月十日

山形	福島	長野	岐阜
井郡、気仙郡、上閉伊郡、下閉伊郡、九戸郡及び二戸郡の区域	山形県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡の区域	高山市（旧大野郡朝日村、清見村、久々野町、荘川村、高根村、丹生川村及び宮村並びに旧吉城郡国府町及び上宝村の区
十二月一日	一月三十一日	十二月二十日	十二月十五日

附
則

	域を除く。)及び郡上市(旧郡上郡大和町、白鳥町、明宝村及び和良村の区域に限る。)の区域	
--	---	--

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。